

答 申 第 104 号

平成14年9月30日

千葉県代表監査委員 蕨 悦雄 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年6月10日付け監査第45号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成9年6月6日付けで異議申立人から提起された、平成9年5月27日付け監査第45号の4で行った公文書不存在等通知に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県代表監査委員が、公文書の不存在を理由に請求を拒否したことは、まことに遺憾であるが、妥当と認めざるを得ない。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成9年5月14日に、異議申立人が行った平成4年度分の監査委員事務局の食糧費の支出に係る一切の資料（以下「本件文書」という。）の公文書公開請求に対し、千葉県代表監査委員（以下「実施機関」という。）が、平成9年5月27日付け監査第45号の4で行った公文書不存在等通知（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 公費の支出に関する重要書類で保存が義務付けられているものであり、かつ、保存期間内の公文書が、当該年度分の全てが『紛失した』とは信じられぬ事態であり、他機関の監査を任とする最重要機関の公開請求に対する不適合理由としては認めがたいものであり、とうてい受け入れられるものではない。

イ 紛失がもし事実とするならば、当該書類紛失に関する責任の所在とその処置、例えば始末書の作成・提出及びその処分など、その当該機関及び県当局としての措置に係る経緯がどうなっているのか等、再発防止策を含め、県民に対する納得され得る説明が必要であろう。

ウ 当該書類の原本（提出先の資料、書類）の管理部門はどこなのか、その管理部門の書類はどうなっているのか。

当然、保管している（いた）であろうから、そこから複製し、当該部門の資料とし、提出、公開されるべきであろう。

エ 本件は、公費の支出に係わる案件であり、県当局としての対応も問われる問題であ

ろう。

また、本件は裁判に訴えての判決（原告勝訴）による諮問であり、異議申立てに対する処分決定の遅れと併せ、いたずらな期間を費やしたことに対する説明も伺いたい。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件文書について

ア 食糧費の支出に係る公文書は、通常、支出負担行為支出伝票、請求書及び見積書の3枚の文書で構成されている。

イ 平成4年度の支出回数を確認する資料はないが、平成5年度及び6年度の資料から考えると十数件と思われる。

したがって、平成4年度の食糧費支出に係る公文書は、30から50枚程度の文書量であると思われる。

ウ 平成4年度分の支出の証拠書類は、存在していないことから、その分量は確認できないが、例年、実施機関の支出証拠書類の簿冊は、おおむね3ないし4冊程度であるので、平成4年度の支出関係書類も、同程度の分量と考えられる。

#### (2) 行政文書の不存在について

ア 平成9年5月14日に本件文書の公文書公開請求がなされたが、本件文書は、千葉県監査委員事務局文書規程により、保存期間は5年と定められており、平成9年度末まで存在しなければならないものであったが、紛失したと思われ存在していなかった。

イ 実施機関では、公文書公開請求のあった日以降において、本件文書が存在する可能性のある文書庫及び事務室、会議室など、すべての場所を調査するとともに、当時在職した職員に事情聴取をするなどしたが、保存期間中であるにもかかわらず、その所在を確認できず、公文書公開請求に対しては、公文書不存在等通知書により拒否をしたところである。

ウ また、これと同様の調査は、本件決定の取消しを求める異議申立てがなされた平成9年6月6日以降に再度実施されたが、結果は、同じであった。

エ 支出の証拠書類の編冊については、「千葉県財務規則の運用について（通達）」により、毎月出力される証拠書類目次により、科目ごとに編冊することになっており、本件文書も他の支出書類と同一の綴りに編冊され、ロッカーに保管されていたものと思

われる。

オ 支出事務担当者は、平成5年度の支出関係書類を作成するに当たっては、前年度の支出の証拠書類を参考にしたと思われるので、平成5年度には、本件文書は、存在していたと思われる。

カ 紛失については、平成6年度に実施機関が中庁舎（当時の本庁舎）から現在の南庁舎に移転した際に、公文書を一時に大量に移動したことから、この引越しのときに紛失したのではないかと推定したものである。

キ 平成6年度の事務室等の引越しは、新庁舎の完成に伴う全庁的なものであり、引越しに当たっては、職員は不必要な書類の廃棄を行ったうえで、新たな事務室等に運び込む必要のある書類を箱詰めし、その箱は、運送業者により指定した場所に運搬され、職員が、搬入された箱から、書類を所定の棚に入れるなど、必要な整理が行われた。

ク なお、引越しが行われたのは、年度末の人事異動の内示日であり、食糧費・その他の支出を担当する庶務の職員は、人事異動関係の手續に追われ、書類の整理等を行える状況になく、また引越しは、勤務時間終了から勤務時間開始までの短時間に行う必要があったことから、他班の職員が、引越しの準備及び事後の整理を行った。

ケ また、庶務担当職員は、引越し後の書類の確認を行えなかったこと、及びその後も書類を見ることがなかったことから、本件文書が、引越しのときに紛失したとするのは、あくまで推定であり、特定できない。

### (3) 文書管理について

ア 保存期間中の公文書の紛失が明らかになったことから、文書主任は、今後このようなことがないよう職員に口頭で注意するとともに、文書管理の徹底を図った。

また、その後の文書主任も職員に対し、文書管理について万全を期するよう十分に注意をしているところである。

イ なお、平成4年度の他の公文書の保管について、紛失などが問題になったことはなかった。

## 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### (1) 本件文書について

本件文書の構成は、3(1)アのとおりと推定でき、記録された情報は、支出負担行為支出伝票については、食糧費の支出を伴う会議を開催する理由、出席者数、債権者の住所、氏名、銀行名、支店名、口座名義人、預金種目、口座番号、支払命令額等と、添付された見積書及び請求書については、債権者の住所、氏名、印影、電話番号、品名、数量、単価、金額、税込合計（見積額または請求額）等と推定される。

(2) 本件文書の不存在について

ア 平成4年度の本件文書を含む支出関係証拠書類は、平成4年度の決算書類を作成するために使用され、平成5年12月定例県議会において決算の認定を受けるまでの間は、機会あるごとに確認されていたものと思われる。

イ したがって、平成4年度の支出関係証拠書類は、平成5年12月から、公文書公開請求のあった平成9年5月までの間に紛失したことで、ほぼ間違いのないものと思われる。

ウ さらに実施機関が推定するように、3ないし4冊に分けて編綴されていたと思われる平成4年度の支出関係証拠書類のすべてが紛失という事態になっていることからすれば、平成6年度末の引越しの際に誤って廃棄された可能性があることは考えられるが、推定の域を脱し得ないものである。

エ しかしながら、二度にわたる徹底した調査においても、本件文書を確認できなかったことは、本件文書が存在しないと、遺憾ではあるが、認めざるを得ないものである。

オ ただし、業務の多忙を理由に、引越し後の書類確認を行わなかったと実施機関自らが認めるように、本件文書の管理に問題があったことは否めないものである。

(3) 行政文書の管理について

ア 異議申立人は、当該書類の原本の管理部門はどこなのか、その管理部門において、当然、保管しているであろうから、そこから複製し、公開されるべきであろう、と主張する。

イ しかしながら、行政文書は、各実施機関において、文書管理規程等を制定し、それぞれが独自に保存するものであり、実施機関においても千葉県監査委員事務局文書規程を定め、同規程第11条第1項で、「行政文書は、それ以外のものと明確に区別して、専用の場所において適切に保存するものとする。」と規定しており、平成4年度の本件文書を含む支出関係証拠書類についても、原本そのものが保存されていたものである。

ウ 行政文書の適正な管理は、適切かつ円滑な情報公開を実施するための基本であり、千葉県情報公開条例第29条第1項においては、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と規定している。

エ 同項の規定にもかかわらず、保存期間中の行政文書を紛失したことは、県民の知る権利にこたえることを不可能とし、情報公開制度に対する県民の信頼を失墜させることとなる。

オ 実施機関においては、今後、このようなことがないように、早急に再発防止のための方策を確立することを、強く要請するものである。

#### (4) 結論

以上により、本件文書は、公文書公開請求がなされた時点において保存期間中であり、当然のこととして存在しなければならないものである。

しかしながら、紛失により不存在であったことからこれを理由に請求を拒否したことは、まことに遺憾であるが、妥当と認めざるを得ないものである。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
14. 6. 12	諮問書の受理
14. 7. 9	実施機関の理由説明書の受理
14. 7. 17	審議 実施機関から紛失理由の聴取
14. 7. 30	異議申立人の意見書の受理
14. 8. 13	実施機関の理由説明書（追加）の受理
14. 9. 17	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
佐野善房	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年9月17日現在)